

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町 三二〇八番七地先 ま 松伏字河原町三二〇八番七地先 ま 松伏字田中四〇八五番一地先 ま まで</p>			区 間
一四・四四 二二・七九	一四・四四 二二・七九	四・八六 一四・七六	敷地の幅員 (メートル)
一七九・六二		一四六・三二	延 長 (メートル)
			備 考 令和四年四月一日付けで旧 A は松伏町に引き継ぐ。